

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 第2回水戸市総合企画審議会第1小委員会
- 2 開催日時 平成25年10月8日(火) 午後2時から午後4時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前議会臨時庁舎2階 全員協議会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市総合企画審議会委員
岩上堯, 小川喜治, 川上美智子, 上甲宏, 井上綾子, 江尻加那, 田中泉,
袴塚孝雄
 - (2) 執行機関
三宅正人, 秋葉欣二, 岡部輝彦, 岡部安寿, 石井秀明, 鈴木重之, 中里誠志郎,
佐藤則行, 野澤昌永, 青木貴, 出澤秀行, 幡田実俊一, 小山忠, 大曾根明子,
川崎幹男, 田中誠一, 豊崎和馬, 長須賀良明, 鈴木吉昭, 大峰正美, 加藤久人,
松崎正男, 鈴木豊, 篠原勤, 柴崎佳子, 七字裕二, 大録好文, 武田和馬,
五上義隆, 佐藤達, 三宅修, 秋葉宗志, 小田木健治, 三宅陽子, 坪井正幸,
石丸美佳, 小野瀬嘉行, 保科竜吾, 酒井隆行
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市第6次総合計画「素案」について(公開)
 - (2) その他(公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 1人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 資料1 雇用者所得の推移等について
 - (2) 資料2 学区別高齢化率について
- 9 発言の内容

【執行機関】それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回水戸市総合企画審議会第1小委員会を開催させていただきます。

本日、審議に当たりまして、説明員として関係部長、関係課長が出席しております。お手元に出席説明員名簿をお配りしておりますので、よろしくお

願いをいたします。

それでは、委員長に議事の進行をお願いいたします。

【委員長】 _____ でございます。よろしくお願いいたします。

本日を含めまして4回の小委員会が予定されております。限られた時間、日程の中での集中的な審議が必要となりますので、効率的な議事進行が必要だと思っておりますが、なにぶん不慣れなものですから、不手際等もあるかと思っております。皆さんの御協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日、 _____ 委員が所用のため欠席、 _____ 委員が30分ほど遅れていらっしゃるとの連絡を受けておりますので、御報告いたします。

また、会議録署名人については、 _____ 委員と _____ 委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、当委員会の審議項目日程表により、水戸市第6次総合計画基本計画各論のうち、中項目の「未来を担う子どもたちの育成」、「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」、「健やかな生活の実現」を審議することといたします。

まず、配付資料の確認と前回の委員会で決定した審議手順について、確認のため、再度、事務局から説明をいただきたいと思っております。

【執行機関】(配布資料確認及び審議手順について説明)

【委員長】それでは、本日の審議の進め方ですが、限られた時間の中で各委員から御意見をいただくために、次第に記載のとおり時間配分で進めてまいりたいと思っております。また、議論の状況によっては、若干時間を延長してまいりますので、あらかじめ御承知おきをよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、施策の中項目「未来を担う子どもたちの育成」について、審議を進めます。おおむね15時までを予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から、計画の概要の説明をお願いいたします。

【執行機関】(「未来を担う子どもたちの育成」について説明)

【委員長】ただいま事務局から計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、 _____ 委員。

【副委員長】もっと早い時期に言わなければいけなかったのかもしれませんが、今のを見てみると、施策が羅列されていますよね。このところ、分類できるものは分類をしていったほうが分かりやすいのかなと思ったのですが、例えば「学校教育の充実」などでは、水戸スタイルの教育の推進に関してはこういうことをやりますよと、1から10番目くらいまでが入るんですね。そのところ、ちょっとひとつ整理されたほうが分かりやすいんじゃないかなと。

それから、施策の体系の「教育環境の充実」については、計画11のところですよというようなね、その辺、やはりこれに関して何をやるのかというの

が、ただつらつら読んで探すというよりは、ある程度分類されているほうが良いのかなと思いました。ちょっと今だと遅いのかな、時期的に。

【執行機関】全体に係るお話ですので、ただいま副委員長から御指摘のありました件について、例えば84ページでいいますと、施策の体系を位置づけまして、その施策の体系に沿って各種施策を計画として位置づけております。この関係がやはり分かりづらいという御指摘だと思いますので、例えば施策の体系の中に、計画の番号として何番が該当するという分類ができるのであれば、そういう見せ方につきましても、持ち帰って検討させていただきたいと思いません。

【副委員長】よろしくお願ひいたします。

【委員長】施策の体系と計画の対象がより分かりやすくなるような記述をお願いしたいということでした。

他にございますでしょうか。

【委員】いいですか。

ちょっと他のところに関わってしまうのですが、ただ単に並び方の問題なのかもしれませんが、この後に説明があります、112ページに「健康づくりの推進」というのがありますよね。この項目が一番最初に来て、その後「未来を担う子どもたちの育成」とか「学校教育の充実」とかが入ったほうが、順番的に流れが良いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。これ、第5次総合計画もこの順番になっているんですね。その辺に従ってこのようにしたんでしょうけれども。というのは、まず一つ一ついうと、最初の「未来を担う子どもたちの育成」のところ、妊産婦とか、そういうものが途中にちょっと入っているのですが、それが中途半端なんですね。それであれば、「健康づくりの推進」のほうを先に持ってくれば、妊婦さんから学校教育、そして老人に至るまでの施策が最初に出てくることになるんですよ。各論の中の総論のようなものが一番最初に来て、その後子どもたち、学校というような順番のほうが分かりやすいんじゃないかと私は思うのですが。

【委員長】構成上のことでしょうかね。健やかな健康づくりを一番最初に持ってきて、妊婦、子ども、老人といった流れのほうが分かりやすいのではないかと御指摘だったので、いかがでしょうか。事務局のほうからお願ひいたします。

【執行機関】ただいま____委員からいただいた御意見としましては、人の一生の流れに近いような形で、産まれてから学校に上がってというような流れにしたほうが、より身近に感じられるというような御指摘かと思ひます。

ただ、今回の第6次総合計画におきましては、基本構想の24ページ、25ページにございますとおり、都市づくりの理念の中でも、やはり一丁目の政策といたしまして、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」の中で、未来を担う子どもたちというものを今回の第6次総合計画の中においては重

要視していきたいという考え方を持っています。その考え方に沿って、基本計画の総論の重点プロジェクトの中でも、69ページにございますプロジェクトの1番として、「～将来の水戸を担う子どもたちを育む～未来への投資プロジェクト」というものを位置づけたものであります。

ただいま委員から御指摘にあったとおり、子どもたちを安心して産み育てるという部分については、母子保健、あるいは健康づくりという部分についても非常に関連が深いというように考えてございますけれども、1-1-1、そして1-3-1の両方に記載をするという考え方の下、特に母子保健等につきましても、1-3-1の健康づくりのほうに重みを置いて、計画として位置づけていくという体系をつくり上げたということでございますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

【委員長】よろしいでしょうか。

【委員】はい、私の意見ですから、結構です。

【委員長】他に御意見ございますでしょうか。

【委員】続けて、よろしいでしょうか。

【委員長】はい、どうぞ。

【委員】つまらないことなんですけれどもね、79ページと80ページにおいて、15番のほうは市立保育所、18番のほうは市立幼稚園のことが書いてあるのですけれども、市立幼稚園のほうには、「全ての保育室へ空調設備を設置し」という言葉が入っているのに、15番の保育所には、それが入っていない。これは何か意味があるのですか。

【委員長】これは事務局から御説明いただければと思いますが、保育所のほうには空調設備の記述がないということについて。

【執行機関】幼児教育課でございます。

空調設備につきましては、現行の市立保育所につきましては、全て完備してございまして、市立幼稚園が、職員室等を除きまして、保育室が扇風機での対応ということですので、こちらに新たに設置していくという形でございます。

【委員長】保育所のほうは、全て完備しているとのことでした。よろしいでしょうか。

【委員】81ページに市立保育所の整備というのが入っているんですが、これは当然、空調設備も入ってくるということですね。細かいことですが、入っているんでしょから、いいんでしょうけど。

ついでに細かいことまで言わせていただくと、ソフト面に関してなんですけれど、現在あるハローベビークラスとか、めだか教室、ひよこ、くじらランドなんていう言葉が全然抜けているのは、これは別に問題ないんですよ。現行の細かなソフト事業については省いているというのが一連の流れなんじゃないでしょうか。

【委員長】主要事業・ソフトの中に現行のものが含まれていないという。

【委員】言葉だけのものなんですけれども、そういうのは全部省くようなスタイルでこの総合計画というのは立てていくんでしょうかね。

【委員長】これは全体的な構成だと思うんですけども、事務局のほうから御説明いただければと思うのですが。

【執行機関】ただいま____委員から御指摘のございましたハローベビークラスやくじらランドという詳細な事業内容につきまして、全て第6次総合計画の中に記載していくことは難しいということがございまして、総括した、その趣旨を汲んだ表現として文章に記載させていただいております。例えば、次の項目になってしまいますが、114ページの「健康づくりの推進」の中で、11番でございまして、乳幼児支援ということで、健やかな成長を促進するという中で、そういった施策も含めて、今回は表記させていただいております。また、その他にも、御指摘がございましたような事業内容を加味した文章を盛り込んで、全体として表現させていただければと考えております。

【委員長】よろしいでしょうか。

【委員】そういったスタンスであれば、それはいいんです。そうすると、また他の異議が出てくるんですけど。

【委員長】よろしいですか。

はい、____委員。

【委員】保育所、幼稚園、そして認定こども園という三つのキーワードがここに出てくるんですけども、水戸市が目指すべき方向性というのは、この中で羅列があるんですけども、例えば認定こども園という方向性で行くのか、それとも単独の幼稚園、要するに公立の幼稚園をこれからも存続しようとしているのか、この辺がここからは読み取れないので。

これからの幼稚園、保育所教育は、国の流れを見るとね、もう既に認定こども園の方向性がかなり打ち出されている。そこで、今、課題となっているのは、いわゆる公立幼稚園には、なかなか生徒が集まりにくい、この環境をこれからどうしていくのかという部分、その辺の幼稚園、保育所、認定こども園、この方向性がちょっとここで見えてこないんですけども、この辺については、どこか示唆する文というのはあるんですかね。

【委員長】お願いいたします。

【執行機関】ただいまの御質問でございまして、79ページの14番のところ、「幼稚園、保育所の認定こども園への移行に向け、民間事業者の取組を促進するとともに、市立幼稚園、保育所における検討、実施」というようなことで表現させていただいておりますが、国の子ども・子育て支援新制度、平成27年度の施行を目指して国が準備をしているものがございまして。それは、大きな流れでは、幼保連携型の認定こども園を中心とした就学前の教育、保育を充実させるというような主旨のものでございまして、幼稚園、保育所の枠組みは残りながらも、国として目指すものは、幼保連携型の認定こども園、一つの施設で教育、保育が同じように施されるというようなことで主旨をうたっ

てございます。

そういった中で、水戸市におきましても、具体的には全ての公立の施設が認定子ども園に移行するのかどうかといった議論は、まだまだ始まっておりませんが、水戸の子どもたちに国の趣旨に沿った形での教育、保育を同じように施せる仕組みができればというような視点での検討を進めてまいりたいと考えております。

【委員】今の内容で、それでいいのかもしれないんだけど、要は、認定子ども園という制度を目指していくとすれば、既に、もうこれからの公立の保育所、幼稚園機能をね、どういうふうにしていくんだという姿がここに出てきてもよいのかなど。これ10年先だから、10年先の夢なのに、今、国の流れはこう進んでいますよと、しかし、水戸市では、この状況では、まだまだ、それぞれの保育所、幼稚園機能を充実、発展していくんだということになっちゃうよね。これね。だから、そういう部分においては、この10年先の夢が、どうも読み切れていない。こういうところが、この保育機能、幼稚園機能というところにあるのかなという思いがしたんで、ちょっとお話をさせていただきました。

それから、個別の名称については、今、控えるという話があった中で、87ページの健やかな体づくりという中には、ホーリーホックという言葉がここに出てきちゃうんですよ。これは一般の企業、会社ですから、例えば第6次総合計画の中に今の施策が盛り込まれないとすれば、ここにホーリーホックという名前が逆に出てきてしまうというのが、体力づくりの推進ということだとすればね、これサッカーになっちゃうんだよ。だから、ここはもう少し違う形の表現にしていかないと、水戸市はサッカーのまちづくりなんですかということにつながってしまう。陸上とかラグビーとか野球とか、いろいろな競技をどうするんですかということになってしまうんで、あえてここでホーリーホックという名前が出てきている。それは、力を入れているのはよく分かりますよ。市民の理解を得ようとしているのもよく分かるけれども、特定の競技をここに入れることによって、公平とか公正とか——それから、他競技でがんばろうとしている、まして国体が6年後に来る、オリンピックが7年後に来る中ではね、やっぱり、いろいろな運動機会を通じて体力増強を図っていくんだという形が、僕はベターなんではないかと思うんですが。

【委員長】お願いいたします。

【執行機関】ただいまの___委員からの御質問にお答えいたします。

こちらは、今後のスポーツ、新たな体力向上プログラムの推進と併せまして、新たなプログラム等を第6次総合計画の中で示していくということで、一つ例示といたしまして、ホーリーホックとの連携ということを示しております。確かに御指摘のとおり、他のスポーツの内容もございますので、表現につきましては検討させていただきたいと思っております。

【委員】直すの、直さないの。このままなの。

【執行機関】持ち帰り、検討させていただきたいと思います。

【委員長】表現について、例示ということなので、それが分かるような表現について、もう一度御検討いただくということだと思います。

他にございますでしょうか。

はい、____委員。

【委員】まず、一番最初に取り組んでいる「笑顔にあふれ快適に暮らせる」という部分で申し上げます。ただ、私がこれから申し上げようとするのは、今日の案件全部に通じるような部分なんです。というのは、当事者、結局、行政ばかりではなくて、市民のそれぞれのいわゆる文化といわれるような部分がね、大切なのかな。そういう視点から申し上げようと思います。

まず、この笑顔にあふれるというこの三つの案件ですね。子ども・子育て、学校教育と青少年の健全育成、この中で一番に、まず学校教育のことをお話したほうが分かりやすいかなと思います。

私は学校の保健安全委員ということで、長らく通っておりますと、どうも父兄の方の参画が非常に希薄なんです。役員の方々の父兄の方々も、意見がなかなか出なかったり、核心を突くような意見が出てこなかったりします。そういうことから考えますと、この水戸の10年間の計画というものは、大変素直にいうと、行政的には充実していると思います。しかし、行政的な施策が本当に活力、あるいは成果を得るためには、やはり、それに参画する人たちの意識の高揚、しかも、それが単なる意識ではなくて、水戸の文化という域にまで高まる必要があるかと思っています。そういったことをこの政策の中に強く盛り込んで、推進ができるようなものであれば、より良いなど、そのように思います。

それで、そのように申し上げる理由としましてはね、高齢化社会が叫ばれています。しかし、高齢化社会の問題というのは、どのような形で起こっているのかということ、あまりこれには示されていないです。それは、あまりにも一般的なことから理解していますけれども、ですから、それには触れませんが、その高齢化社会の問題というのは、つまり高齢者の生活そのものに対する問題であって、そのことは、家族構成と家族の意識のあり方が根本にあるはずだと思います。それで、それがなければ、地域とか行政とかがいかに一生懸命に支援しても、実は上がりません。そのためには、戦後なくなってしまった過去の風習、気風をもう少しみんなで見直す必要があるかと思っています。しかし、それが見直されても、社会情勢、今の経済情勢の中では、所得といいますか、貧困といいますか、そのためになかなか家族が動けない部分があります。そういう部分に行政はしっかりと目を向けた施策をするならば、改善がなされて、そして、まさに今、水戸で行われている地域づくりの活動の中にそれがいきてくる、そういった姿が最も効果があるということなのかなと思います。

青少年の健全育成についてもそうです。つまりね、少年のうちはなんでし

ようけれど、青年になると、他人が突っ込んだ話をしても、なかなかです。それは、やはり少年の時代から家族がしっかりと自分のお子さんたちを育てる、そしてお互いの信頼感の中で育てることが人間形成の上で大切であって、その青少年当事者の人間形成が成されないうちは、いかに社会が支援しても、実は上がらないと私は思っております。自分の子育ての経験、地域の活動の経験又は自分が育ってきた経験の中から、そういうふうに思いましたので、一言添えさせていただきます。

以上です。

【委員長】ただいまの意見、行政側の施策だけではなく、市民の意識、文化との関連も強調すべきではないかという大きな課題ではないかと思いますが、それについて、いかがでしょうか。なかなか大きな課題なので、答えづらいとは思いますが、大きな方向性ということではいかがでしょうか。

【執行機関】ただいま____委員からありました、特に、子どもたちの育成ということだけではなく、やはりその育成をしている親御さんたち、いわゆる地域のそれぞれにお住まいになっている方も含めて、それぞれが努力していかなければならないと考えております。そういった観点から、4の柱の生涯学習、さらには地域コミュニティ活動の推進の中でも広くうたっているところではありますけれども、それぞれ子ども・子育て、あるいは学校教育、青少年の健全育成、それぞれの分野に地域や家庭での教育力の向上というものは非常に重要であると認識しております。それをどのように計画の中に盛り込んでいくのかということについて、今すぐにこの部分に修正を加えるということはお答えできませんけれども、基本的には、例えば青少年の健全育成の分野におきまして、89ページにありますとおり、家庭、地域、学校、行政、これらがそれぞれ連携して、子どもたち、そして、それを支える親御さんたちの社会教育というものを大事にしていかなければならないということを認識しておりますので、それが分かるという表現についても、持ち帰らせていただいて、内部で検討させていただきたいと考えております。

【委員長】よろしいでしょうか。

【委員】分かりました。ただ、一言付け加えるならば、今のコミュニティ活動に対しまして、行政の側から、社会の側から、地域の活動、地域のことは地域の皆さんで、まさに当然だと思います。しかし、それは、掛け声だけではどうにもならないことであって、現在、住みよいまちづくり推進協議会においては、32の地区でもって、行政の指導もあり、又は協力もあって、その中で、地域コミュニティプランの作成を進めております。このことは前にも申し上げましたけれども、今、あえて地域コミュニティプランの作成ということは、今までやってきた活動の更なる前進をということであるはずで、そうしますと、今までやってきたお祭りや運動会、地域のみんながまとまるための一つのシミュレーションのような部分は通り越すはずで、

そういった中で、この第6次総合計画でうたわれている、目指そうとして

いるもの、このことの完成に向かって、このコミュニティ活動の考え方は大きく関わるものであって、そういったものの活動のプラン、自分たちがやるよ、やろうよと言ってつくったプランです。そういうものの受け止め方、市民の皆さんが、いろいろなところで、いろいろな活動をやっているのが、今の時代なんかもそうです。そういうことの活動に対しての受け止め方がどのようにあるかということが、大きなポイントになろうかと思っております。その受け止め方をしっかりと構築してもらいたい。このように思っています。以上です。

【委員長】ありがとうございました。

【委員】ちょっと、さっきの続き、いいですか。

【委員長】はい、どうぞ。

【委員】70ページの「未来への投資プロジェクト」の中には、最後にスポーツ施設の整備というのがあるんですね。各論の中には、そのスポーツ施設の整備というのとはなくなっているような気がするんですが、どこか違うところで審議するのですか。

【執行機関】施策の体系の中で、スポーツ施設の整備につきましては、4の柱のほうに位置づけています。また、後日、御審議をお願いいたします。

【委員】分かりました。

今の___委員の話の中で、高齢者の問題が出ましたが、青少年体験活動の促進という中で、この中には、子どもたちには子ども会という一つの制度がありますよね。そして、子ども会がなかなか組織されない、なかなかリーダーができない、こういう中で、この子どもたちの活動に向けて、ここには、「各種青少年団体の自主的な活動を支援するとともに、地域の資源や人材を有効に活用し」と書いてあるんだけど、こういう流れの中で、今、子ども会活動が衰退してしまっているということに対しては、どのような考え方でやろうとしているのですか。

【委員長】お願いいたします。

【執行機関】生涯学習課のほうでお答えします。

日本全国といいますか、大きな問題となっている状況にあります子ども会活動ということで、___委員からの御質問なんですけれども、計画では、6番などで、青少年の多様な社会参加活動を促進していくという形で入れてありますけれども、具体的な部分をお聞きになっているんだと思いますが、今、子ども会活動とコミュニティ活動、地域の自治体活動とのリンクというものを目指しているということと、もう一つ、学校教育の中でPTA活動と子ども会活動とのリンクという形を目指して、子ども会活動にてこ入れしようという流れを計画しております。

【委員】話としてはそうなんだろうけれども、現実の問題として、例えばPTA活動にしても、なかなか活動をするのにね、いわゆる体制が組めない。役員さんがつくろうとしても、なかなか出てこない。こういう流れがある中で、

それと子ども会の組織が壊滅的な状況になっているのをリンクさせようということになるとね、非常に難しい話だというように思うんですね。じゃ例えば学校側を管理する総合教育研究所で、例えばこの子ども会活動をPTA活動とどのようにリンクさせていくんだという一つの考え方というのは、おありなんですか。いや、柱をつくってもね、何をやるのかというのが分からないと、ちょっとどうにもならないんで、聞かせてもらいたい。

【委員長】 よろしいでしょうか。はい、お願いします。

【執行機関】 総合教育研究所のほうでお答えします。

PTA活動と子ども会活動ということでお話がありましたが、PTA活動は、本当に学校の中でも活発化、今までと同じように、今後においても活発化して、いろいろとやっていってくれるというより、いっしょに学校とともに、学校もPTAですから、いっしょにやっていく。ただ、役員さんになりたがらないというのが一時ありまして、学校規模によりまして、大きな学校、小さな学校、小さな学校でありますと、役員になるのは当たり前というような形で、自分たちの子どもを地域で育てていこうというのがあるんですけども、なかなか役員をどうするかというのが問題。

それと、やはり子ども会も、子ども会に入ると、やっぱり子ども会の中で役員をやらなくちゃならないというようなことも出てきて、これは本当にあるんじゃないかなと思っています。

そういう中で、PTA活動をやると、こんなに子どもたちも、あるいはPTAに関わる人たちも、良いことがあるというよりも、子どもの成長を見守れる、見守ることができて、本当にいいんだなということ、あるいは子ども会も、子ども会活動に参加する中で、子どもたちの成長に関わって、本当にいいんだなということ、いかにアピールしていくかだと。実際に経験して、こんなにいいんだということ、いかにアピールしながら、学校もぜひ、もちろん学校とともにやっていきましょう、子どもを見守って育てていきましょうというようなことを学校のほうでPTA、保護者、あるいは子ども会へ、子ども会は学校だけではないんですけども、生涯学習が関わってくるんですけど、いかにアピールしていくか。そこのアピールの仕方を、もう少し工夫していかなきゃならないのかなということは、当課でも考えているところです。

【委員】 この活動の中ではね、やっぱり少年自然の家というのがキーワードになっているはずなんですよ。そこを今まで従来の人が使っていたというのは、例えば運動競技団体であったり、子ども会活動の中の宿泊研修とか、そういうことがあったために、利用人数がかなり増えていたということがある。しかし、最近の減少傾向を見ると、大人も泊まらせるようにしようじゃないかという動きがないわけではないけれども、しかし、その前段として、何のためにここがあるのかということになれば、やっぱり、子ども会の活性化を図りつつ、地域の子どもたちが少子化の中で連携を深めていく、こういう活動

の一環の中で、子ども会というのは大きな役割を果たすんだとすれば、そのところをどういうふうに運営していくのか。ただ単に少年自然の家をきれいにすれば、子どもが寄ってくるよという事業ではなくて、そこにはやっぱりサブリーダーズ会とか、いろんな形での活用の方法を図りながらね、ある程度、こういう状況になったら、やっぱり行政がやるしかないんですよ。そういうことを目指していくというようなところがね、この腹案の中にないと、非常に厳しいのかなと。

それと、もう一ついいですかね。いわゆる水戸市の子どもたちの教育なんですけれども、教育の指針として1番に書いてある分野があって、2番、3番を含めて、「水戸スタイルの教育」という言葉があります。これは確か第5次総合計画の中でもあって、そして、ここには、先人の教え、若しくは歴史、文化、それから9年間の一貫した小中一貫教育のあり方、こういうことがあのかにも言われていたんじゃないかなと思っているんですが、水戸では先進的に国田小中学校が、少子化の流れの中での小中一貫をやったと。そして、そこで得たものが何なのかと。そして、それをどうやってこの第6次総合計画の中に活用しようとしているのか。この辺について、ちょっとこの文言だけでは見えてこないの、教えていただければ、大変ありがたい。

【委員長】小中一貫のことについてですね。お願いいたします。

【執行機関】国田小中学校のお話ありがとうございました。国田小中学校のほうですけど、来年度で創立20年になるわけですけども、その中で、水戸のスタイル、水戸の教育を更に推進していくためにということで、小学校から中学校まで一貫して、新たな視点でもう一度見直して、教育を系統化していこうとか、9年間を見据えて、6年、3年の区切りではなくて、9年間でもってどういう子どもを育てていきたいかということ、もう一度見直して進めていこうということで、やっている。

そういった教育、9年間を通した教育の中で、例えば小学校の先生、中学校の先生も今まで分かれていましたが、中学校の先生は小学校の子どもたちも面倒を見る、教える、あるいは小学校の先生方が中学校の生徒を教える、そういう形を試みて、今教育が始まっているわけですけども、その形を、国田の教育を、更に水戸市内の——この10年の中で、小中一貫といいますが、一つの中学校に小学校三つ、あるいは四つという地区もあります。あるいは、小学校、中学校を併設しているところもあります。そういう中で、形はいろいろ変わると思うんですが、ただ、9年間を見通した教育を小中学校の先生がいっしょになって育てていこうと。地域の子どもたちですから、その辺を少し、教育課程まで踏み込んで、どのような形で進めるかはまだ検討中なんです、1年生から9年、卒業した頃には、義務教育を終わった姿になっているように、今、推進していこうということでやっております。

【委員】考え方は、僕はそれでもいいと思うんですけどもね、やっぱり9年間、小中一貫をやりますよというときには、一つのやっぱり親が期待するものと

いうのがあるんじゃないかと。で、水戸が今、県都でありながら、いろいろな意味で、つくば圏に押されている部分がある。これは、まさに水戸という名前だけで活動してきたために、中身のない活動が多くあったのではないかと。したがって、ここで9年間を目指すんだとすればね、やっぱり最終的にどういうものを目指すのかと。ちょうど結論が10年目なんですよ、これ。スタートから始まっても、1年目に1年生に入った子どもが、9年間の学校を終えて卒業するまでには、ちょうど卒業する年度が10年目になる。で、このときにね、やっぱりあの計画があったために、こんなに水戸の教育力はアップした、例えば体力、知力、人間力、こういうものがアップしたよと、こういうような成果が表れないと、これまでと同じように——ただ、国田は20年やってきました。確かにやったのかも分からないけれども、じゃ何が変わったんだ。他の学校が6・3制を採っているにもかかわらず、9年間の一貫教育をしたために、じゃどこが変わったんですかと。この成果を出すべきときがね、もう既に来ているんだと。そうすると、新たにこういうことをやるとすれば、その成果が土台になっていなければいけない。土台になっていると、9年間を一貫してやったほうがいいのか、それとも6・3でやったほうがいいのか、それとも年度を6・3ではなくて、もう少しきめ細かい切り方をしていったほうがいいのか、そのときに学校はどう変わるのか、こういう中身がないと、ただ単に、この三つの言葉が、さきがけプランであったり、まごころプランであったり、水戸スタイルの教育であったり——学校の先生に、水戸スタイルの教育とは何なのと聞いても、恐らく何も答えられないと思う。こういうものを目指しているんだということを言える人がいない。これでは、現場は新しい教育に目覚めないんで、その辺についても、やっぱりしっかりね、内容を固めて、そして、これ人がやるんですから、制度をつくったから制度がやるんじゃないなくて、教育は人がやる。したがって、そういうことをやれる人、こういう者を配置する。または、カバーリングする人を配置する。この中で、水戸らしい教育とはどうあるべきかということをしっかり考えていただいて、そして、その中で実施をしていく、こういうような形にね。

名前はこれでも僕は仕方がないと思うけれども、あまり9年間を見据えた小中一貫というのね、親はやっぱり期待しますよ。だから、その期待に応えなくてはならないのが教育現場なわけで、そこは総合教育研究所の所長も少し気合を入れてね。成績を上げるだけが成果じゃありませんから。さきほども言ったように、人間力もあるし、体力もある、そういった流れの中で、どう教育をしていくのかということが大きな課題なんで、ぜひそのところは、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】はい、____委員。

【副委員長】教育委員会でも、国田の小中一貫、これに関しましては話がいろいろ出ておまして、6・3ではなくて、4・4・1といった制度でとか、いろい

ろな話が出ております。それから、教科担任制を利用するとかですね。それから、学区を外すとか、いろいろ新しい話が今度出てくるんでしょうね。

【委員】ここでなぜそれを言わせていただいたかという、要するに、やるのは人なんで、新しい施策をやるときには、やっぱり今までの考え方の先生の配置ではなくてね。さらに、例えば今、委員が言ったように、4・4・1になるとすれば、4の担当は誰が統括するのとか、次の4は誰が統括するの、最終的なこの1は誰が担当するの、それは担任が話し合うんだろうよということだけではね、この事業というのは、ただ単にぼた餅になっちゃうんじゃないんですかと。だから、そういう意味での人の配置の仕方も考えて、きちんとやってもらわないと。

水戸は人的資源や観光資源があるのかなんとかいったって、もう人しかないんですよ。天下の先駆けも人がやったんですから、だから、そういう意味では、ぜひがんばっていただきたいということで、エールを送る意味で申し上げさせていただきました。

【副委員長】ありがとうございます。ここにその具体的なことを書き入れるかどうかというのは、また別の問題ということですよ。

【委員】はい、それはそうです。考え方だけきちんとしていただければ。

【委員長】はい、どうぞ。

【委員】今、___委員から大変貴重な意見が出ましたね。それでもって話が進みました。それを伺っておりました思ったのですが、行政のほうの説明は、基本論の説明ですよ。そうしますとね、一方では、地域とか市民に対して、地域といっしょになって学校教育があると。それは当然です。そう思っています。しかし、その基本理念で小中一貫ですよと、じゃどういようなプログラムを持っているのか、どういような手法をそこで準備しているのか、方法論の部分もね、地域の人にある程度お話しいただかないとね。ただ手伝ってくれ、手伝ってくれ、それだけではなかなか意気が上がらないんで、そういう面も十分配慮した施策をお願いしたいと思います。

【委員長】はい、どうぞ。

【執行機関】さきほどの子ども会、それから少年自然の家ということで、___委員のほうから御質問がございました。

子ども会活動に関しましては、市内各小学校区で子ども会があるわけなんですけれども、実はそれぞれの地域性も含めまして、例えば子ども会に100%加入していますよという地域もあれば、だんだん減ってきて、50%を割ってしまっていますよというような子ども会もたくさんございます。

そんな中で、地元の保護者や地域の皆さん、これはその水住協（水戸市住みよいまちづくり推進協議会）の人たちもいっしょになって、子ども会がどうあるべきかということを考えている地域もございます。そんな中、例えば、もう子ども会が維持していけなくなったので、子ども会組織をなくしてしまおうかということを考えている地域もあるということをお伺いしております。か

たや、今の保護者の状況などを考えると、例えば、子ども会活動に多くの保護者が集まって、子どもたちの面倒を見るのはちょっと難しいんじゃないかというようなことを相談しながら、保護者ばかりではなくて、多くの地域の、私は空いているよというような人を集って、子ども会をやっていけるんじゃないかということで取り組んでいるような地域もございます。そういったところはどういうことをしているかという、まず、年度の初めに、学校の子どもたち全員から、子ども会の会員として地域の皆で見たいこうよということを基本に、まずお友達をつくりましょうねということで、参加者を募って、約100人くらいの子どもたちが参加するんですが、少年自然の家を利用して、いろいろなカリキュラムを通して、地域の皆さんや先輩、それから同じくらいの友達といろいろなことを体験しながら、コミュニケーションをとっていきこうというような取組をスタートとして、それから、夏の球技大会ですとか、いろいろな行事に向かって、地域で子どもを守っていきましょうねという取組をしているところもございます。そこは、1回だけの宿泊では、集まって終わりにになってしまうので、例えば、少年自然の家でやっている四季の体験学習というような行事があります。これは、田植えから収穫までの間に、大体4回くらい少年自然の家に集まりまして、これは少年自然の家主催でやっている行事なんですが、田植えから稲刈りまでを子どもたちだけで、指導者のもとで体験して、お米ができるまでというのを、あの自然の中で皆でいっしょに学習していこう、いろいろな体験をしていこうという取組なんです。

それを例にとって、地域で子どもたちを4回、自然の家で田植え体験から稲刈り、しまいには、地元の協力を得ながら、果樹園にお伺いして、りんごのもぎ取りですとか、梨のもぎ取りを体験してみようとか、いろいろな企画をして、地域全体で子ども会活動をやっているところもあります。それには、学校側の協力もかなり、それから水住協の協力もかなりありまして、やっている母体といいますのは、学校の後援会が母体になっているというような中身でございます。

現在、伺ってみると、子ども会とはどうあるべきなのかというのを、市内それぞれの中心市街地の小学校の保護者、農村部の小学校の保護者、いろいろな形で考えているというのを伺っております。これから、やっぱり生涯学習課のほうでは、そういった子どもたち、保護者、どうあったらいいのかということ、いろいろな経験を持っている市のそういった人たち、関係者も含めて、それぞれの地区の子ども会関係者と話し合いながら、子ども会のあり方というのを見直していこうというのに取り組んでいくということを考えております。

それと併せて、少年自然の家なんですが、ただあそこで寝泊りをして、キャンプファイヤーをやってということだけではなく、いろいろなカリキュラムがあるのではないかと、今、耐震を踏まえまして、整備計画を

練っているところでございます。そんな中、少年自然の家の新しいあり方、それから地域の子ども会と学校とのあり方、そういったことも含めまして、少年自然の家のあり方をもう一度考えてみようということで、計画を練っているところでございますので、これも今回の総合計画の中で併せていかしていけたらということを考えております。よろしくお願いたします。

【委員長】他にございますでしょうか。

はい、____委員。

【委員】ちょっと大きな話の後で細かいことになるかもしれませんが、質問と意見と、ちょっとごちゃ混ぜになってしまうかもしれませんが、今、気付いた点をずっとページごとに言わせていただきたいと思います。

10年を見通した水戸市の計画ということで考えたわけなんですけれども、まず、78ページの5番に「開放学級や学童クラブ」というところがあるんですけれども、この開放学級という言葉がいつまで水戸市は使い続けるのかなと思うんですね。水戸市の中では、確かに歴史もあって、愛着もあって、定着していて、開放学級といえば、放課後に子どもたちが学校のお部屋で過ごすという学童保育ですけれども、一步、水戸市から外に出て、県とか全国レベルのいろいろな研修会に行けば、開放学級という言葉そのものが、それは何かということで、認知されないんですね。国のほうで、児童福祉法でも法制化されて、放課後児童クラブというのが一般的なので、私は、できれば、この6水総という新たな長期計画の中では、この開放学級という名称について、現場で何か不都合がないのかなと思うんですけれども、開放学級という名前、これをきちんと放課後児童クラブとか児童クラブ、学童クラブというようなものに見直していく必要もあるんじゃないかなと。これは私の意見として思っております。

あと、次のページの79ページ、さきほど____委員もおっしゃいましたけれども、「幼稚園、保育所の認定こども園への移行に向け」というのは、あくまでも国の方針でして、水戸市は本当に国に言われたとおり、この方向に行っちゃっていいのか。水戸市の地域性やニーズに合っているのかという点では、国の制度もころころ変わりますから、本当に10年間、認定こども園という制度が確立されて、継続されるのかということも、私は怪しいと思うので、水戸市がずっと進めてきた幼保連携型の、本当に保育と教育という就学前の子どもにできることのほうに目を向けていただきたいし、幼稚園、特に市立の水戸市の幼稚園の定員割れという反面、保育所の待機児童というのがもう常態化しているわけですから、本当に幼保連携型というのであれば、定員割れを起こしている水戸市の公立の幼稚園にこそ、保育の機能をきちんと充実して、施設の整備も、あとは、そこに置く先生や保育士の配置も見直して、保育機能の充実、本当にやるんだったら、そういう幼稚園のあり方の見直しにまで言及しなければ、10年先を見通したとは言えないんじゃないかなと思っております。

それに関連して、その後の16番に「グループ型小規模保育を推進」というのは、まさに今、国がこういう保育もあるんじゃないかといってきたそのものを水戸市で推進しますよという、こういう本当に単なるトップダウンでいいのかと。それよりは、「地域型保育」とそこにありますけれども、水戸市の中でニーズに応じて編み出した保育のあり方、保育所の整備の仕方があるかと思うんですけれども、中途半端といっちはあれですけれども、グループ型小規模保育とはいったい何のことなのかも分からない。あまり知られていないような保育というよりは、やっぱり保護者は、子どもを預けられればどこでもいいというわけでは決してありませんので、やっぱり水戸市の水準を達成した保育所をね、きちんと整備するということが必要なのであって、わざわざこのグループ型小規模保育という国が編み出したような保育をここに、6水総という大きな計画の中に、個別の事業を入れる必要性があるのかなというように思いました。

あと、次のページに行きまして、80ページの22番に「公私立幼稚園間の保護者負担の較差是正が図られるよう」という見出しがありますけれども、公立幼稚園は月々7,000円という保育料ですが、民間幼稚園が今いったいどれくらい、いくらからい保護者負担があるのかという実態も、もう少し説明していただければと思いましたが、「較差是正」というのは、あまりもう最近では言わなくて、「格差是正」のほうがいいんじゃないかと、これは言葉では思いました。

あと、配付資料の訂正という中で、この一文が実は訂正されていて、幼稚園の保護者負担について、応能負担や公私立間の較差是正に向けて、これから検討を進めると、応能負担という言葉を入れて訂正されたわけですが、これを見ると、格差を是正するために、公立の今7,000円の保育料を値上げして、民間のほうに近づけるということにとられかねないので、わざわざこの応能負担ということで語句を訂正した意味は、じゃ何なのかということも1点思いました。

あと、80ページの表の一番下に、子どもの医療費助成ということで、マル福制度のことが書いてありますが、医療費助成の充実とか拡充という言葉がなぜ抜けているのかと。今月、ちょうど10月から、中学校3年生まで医療費の補助が拡大されて、市長の公約が達成されているわけですが、まだまだ県内の市町村から見れば、水戸市は厳しい所得制限が残っていて、対象となる子どもの4割が医療費助成を受けられない。私は所得制限を緩和するとか見直すとかする必要があるので、今後10年を見通した中では、必ず医療費の助成というのは、更に全国的に県外でも充実されてくると思うので、私は、水戸市でも、子どもの医療費助成制度の充実というのに更に取り組む必要があるのではないかと考えています。

あと、ちょっと飛びますけれども、85ページの11番に、教育のほうに移りますけれども、11番には、校舎とか体育館のハード的ないろいろな安全性

の向上ということで、空調設備の設置を推進ということもありますけれども、これは前回の審議会でも言いましたが、とにかくエアコンだけではなくて、トイレの洋式化というのがどうしてももうこれは、実際、現場では進めていただいておりますが、洋式化されているのは、まだ10%くらいですよ。それで本当に古いですので、現場で洋式化を進めているわけですから、ちゃんとそれが更に促進されるように、水戸市の事業としても、目標としても位置づけられるように、言葉の中に空調設備プラストイレの洋式化を推進するというのはどうしても入れていただきたいなど、これは意見として思っているところです。

あと、最後ですけれども、90ページの9番のところに、また開放学級や学童クラブというこの9番の文章は、78ページと全く同じ文章が再度掲載されているんですけれども、できるだけ、何箇所にもわたって同じ文章や同じ施策、事業名が出てくるというのは分かりづらいので、整理できるなら、適切な場所に1か所きちんと位置づけていただくと。できるだけ2回も3回もの再掲にならないほうが、計画としてはいいのではないかというように思いました。

以上、意見ですけれども。

【委員 長】非常に多岐にわたってなんですけど、少しまとめさせていただくと、例えば78ページの5番、それから90ページの9番は、基本的なことで、開放学級等の言葉遣いについて、改めるべきではないかという意見ですけれども、それについては、いかがでしょうか。

【執行機関】総合教育研究所でございます。

今、お話がありましたけれども、確かに水戸市だけで使われている学童保育の名称が、開放学級というところがございます。これは、水戸市において、昭和50年代から開放学級として、学校の自主的な活動として始まったという経緯もありまして、市内では、ある程度、定着した名称なのかなということもございますので、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

【委員 長】それから、79ページについて、認定こども園への移行、それから、新たにグループ型小規模保育の推進と、国の方針に沿ったということですが、水戸ならではのやり方があるのではないかと、そういった御意見について、いかがでしょうか。

【執行機関】幼児教育課です。

子ども・子育て支援の新しい法律は、昨年8月に成立いたしましたので、さきほども申しましたが、施行は平成27年4月を目指しているという示された枠組みの中で、水戸市がその法律、計画に沿って、どのようにできるかというところを、国の方向を見ながら進めてまいりたいと考えておりますが、大きな流れの中では、根拠法令にのっとった形の施策が必要であろうとの考えに沿った形で、このような表現になっています。

16番のグループ型小規模保育につきましては、委員がおっしゃられたとお

り、新しい事業になってございますが、地域型保育という新しい定義づけとしての新制度の中で、メニューが示されておりますけれども、あくまでも例示という形で、水戸市が積極的に取り組む待機児童解消と就学前の教育の充実に努めていきたいと考えております。

【委員長】よろしいでしょうか。

【委員】要するに、国の制度によって、本当に保護者も市町村も振り回されているわけですね。ですから、それは致し方ないと思います。大本は国の制度に乗っかって市町村はやるわけですから、ただ、国の制度を柔軟に活用しながら、本当に水戸市の子どもや家庭のニーズに沿った水戸市の方針がなければ、水戸市は振り回されてばかり、6水総にいくら書いても、国の制度が変われば、変わっちゃいますよということにもなりかねないので、今の枠組みの中ではこういうことになろうかと思っておりますけれども、ぜひ基本的な計画づくりの中では、配慮いただきたいなと思っています。

【委員長】最後に、85ページの11番、空調設備だけではなく、トイレの洋式化についても位置づけていただきたいということについて。

【執行機関】学校施設課でございます。

ただいまの御質問、御意見につきまして、学校トイレの洋式化そのものは、部分的ではございますけれども、これまでも学校の必要性に応じまして、個別に対応してまいりました。現在、小中学校の洋式化率は、約35%となっております。ただし、洋式化が進んでいない要因の一つに、スペースの問題や配管そのものの問題があり、対応が難しい部分もございます。このため、第6次総合計画におきまして、大規模改造事業を位置づけておりますので、この中で、トイレの洋式化、スペースの確保ですとかも含めまして、一体的に取り組んでまいりたいと考えております。

【委員長】よろしいでしょうか。

かなり時間も押してきましたが、何かありますでしょうか。

【委員】答えはいいです。ただ、意見として述べさせていただきます。

84ページですけれども、1番のところに、まごころプラン、さきがけプラン、ふれあいプランというような三つが並んでいるんですけれども、2番、3番にまごころプラン、さきがけプランがあるんですけれども、いじめに関するふれあいプランというのが4番目に入っていないんですね。こういうのはどうなのかということ。

それから、9番に船中泊というのがありますけれども、これいつまでやるんだか。

それから、この学校教育の中に、心肺蘇生ということも入れられるのであれば、入れていただきたいなということ。

それから、88ページのほうの「青少年の健全育成」ですけれども、この文章は分かるんですけれども、わざと外したのかもしれないけれども、喫煙、飲酒、薬物に関しての記載が全然抜けているというのは、気になるなという

ところでは。

以上です。

【副委員長】入れたほうがいいです。

【委員長】いくつかあったかと思えますけれども、それでは、それはまた、後日、御検討いただくということでよろしく願いいたします。

私のほうから最後にちょっと1点なんですけれども、88ページ、89ページに少年自然の家のデータが出ているんですけれども、ここで23年度、24年度の年間利用者数というのが、例えば88ページでは9,845人、89ページでは6,005人に7,960人、それから目標指標の中では、年間で1万4,481人という形で数字的にずれていて、これはどういう数字の取り方をしているのかというのが、ちょっと分からなかったものですから。

【執行機関】分かりにくくて、申し訳ございません。利用者数というのは、例えば10の団体が泊まったら、10という形の利用者数になりますけれども、利用総数というカウントの仕方、例えば89ページの1万4,481人という数字の取り方は、例えば1泊2日、2日使ったんで10人、10人という形で20人という、何日間で何人が施設を使ったかというカウントの総数という使い方です。ちょっと分かりにくくなっているかなと思っております。

【委員長】御検討いただければと思います。

他にありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、「未来を担う子どもたちの育成」の中項目については、本日の各委員からの御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思えます。

それでは、説明員の入替えがありますので、5分間休憩いたします。

(休憩、説明員入替え)

【委員長】それでは、再開いたします。

施策の中項目「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」について、審議を進めます。おおむね15時45分までということで考えております。御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から、計画の概要の説明をお願いいたします。

【執行機関】(「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」について説明)

【委員長】ただいま事務局より、計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】全体的にわたってのことなんですけれども、介護、それから地域福祉というときに、多業種連携というのが今あちこちで騒いでいるというか、24年度は国のパイロット事業でいくつかの地域でやって、今年度から県の事業になってきている。そして、二、三年後には市の事業になってくるはずなので、多業種の連携ということをもう少しこの中に入れておいたほうがいいんじゃない

ないかと思うんです。

そして、水戸市において、多業種連携の中心になるのは、地域包括支援センターだと思うので、地域包括支援センターの充実に関して、もう少しスペースを取って、その辺の充実を目指す形を採っておいたほうが、第6次総合計画としてはいいんじゃないかなと思うところです。

それから、細かいところなんですけれども、独居老人、それから認知症老人は出てくるんですけれども、老老介護をしているような、例えば109ページにおいては、独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者と3本立てになっているんですけれども、他の項目では、いわゆる老老介護のような感じの高齢者のみの世帯というのは抜けているので、全てこれは統一したほうがいいのかと思います。

それから、あとは、97ページの10番の「高齢者の権利を守るため」というところに入るんでしょうけれども、成年後見制度に関して、もう少し言葉をはっきりさせたほうがいいんじゃないかなと。今、各部署でみんななすり合いしているような状態なので、もう第6次総合計画では、どこかではっきりとした項目を記載したほうがいいのかというように思っております。

もう一ついいですか。105ページのところなんですけれども、国保の関係です。医師会のほうからすると、医療費の適正化対策、医療費の抑制は何言ってんだと思うんですけれども、これはちょっと置いておいて、収納率の向上という言葉がどこにも出てこない。計画の中に入っていないですよ。やはり、収納率の向上というのは、計画の中に入れておいたほうがいいのかと思うんですが。

以上です。

【委員長】 4点ほどでした。まず1点目は、多業種連携ということが抜けているんじゃないかと。地域包括支援センターの話が出ていますけれども、その辺の言葉が抜けているんじゃないかという点ですが、この辺については、いかがでしょうか。

【執行機関】 高齢福祉課です。

確かに先生がおっしゃられたように、在宅で住み慣れた地域で安心して暮らす、医療と介護と看護が連携して取組を進めていくという在宅医療、在宅介護ですね、そういう方針が国のほうから示されておりまして、やはりそちらのほうは、医療機関、それから介護施設、それから地域包括支援センター、行政機関になりますけれども、そういうところが多職種の連携ということで、今年度からモデル事業を水戸市でもやっているの、具体的な検討に入っているような状況でございますので、よりいっそう進めてまいりたいと考えております。

【委員長】 その点については、それでは表現の中でどう含めるかについて、御検討いただければと思います。

2点目については、老老介護という視点が少し抜けている箇所があるんで

はないかという御指摘だったんですけれども、この点については、いかがでしょうか。

【執行機関】やはり、この辺につきましては、実際に子どもさんと住まわれているという方、大変少なくなっております、高齢者のみの世帯というのが増えております。あわせて、独り暮らしの高齢者の方が増えております、特に心配されますのが、認知症の方ですね、老老介護の中で適切な介護サービスにつなげていけないような状況が現在でも起きてきておりますので、この老老介護、あるいは認知症、さきほど委員がおっしゃられたように成年後見もそうなんですけれども、具体的に在宅で皆さんが安心して暮らしていただけるような相談体制の充実を図るとともに、適切な介護サービスにつなげていけるように、取組を進めてまいりたいと考えております。

【委員長】その点についても、それでは表現の中でどう含めるかも含めて、御検討いただきたいと思います。

最後に、____委員から提言があったのが、国民健康保険でしょうか。収納率の向上というのが含まれていないという御指摘で、年金制度のほうでは、そういったところが含まれているのということだと思っておりますけれども、その点については、いかがでしょうか。

【執行機関】国保年金課でございます。

大変分かりづらくて、申し訳ございません。

105 ページの国民健康保険でございますが、主要事業の1番の中に、国民健康保険の適正な運営の推進というようなことで、事業概要として、一番最初に書いてありますとおり、「国民健康保険財政の健全化」ということで記載してございます。その中身については、上の段の計画というようなところに、その具体的な文章を表現させていただいているところなんですけれども、この中で、「国民健康保険の適正な運営に向け、収納率の向上を図るとともに」というようなところで表現をさせていただいております。

【委員長】よろしいでしょうか。

【委員】今の最後の件ですけれどもね、必ず国保の委員会でも出るんですよ。収納率の向上を図るにはどうするんだと、その具体策というのがいつも審議されるんですけども、いつも途中で詰まっちゃう。そういうところがあるんで、もう少しちゃんと具体的なものが言葉としてないのかなというだけです。

【委員長】では、それも含めて再度、御検討いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

他に御意見、はい、どうぞ。

【委員】101 ページですね、計画の13、ここに水戸市障害者共同受発注センターというのがございますね。これは私、非常にタイムリーだと思いますので、ぜひ実現させていただきたいなど、それが感想でございます。

それから、もう1点、107 ページ、一番最後のところに、「生活保護を受けるまでには至らない生活困窮者について」、「実態把握に努め」とございます。

実は、生活困窮者で生活保護者よりも大変な生活をされているという方がおりまして、年金がない、無年金、それから、若いときにお金があって、アパートを造って、そのアパートの中に自分も住んでいるんですが、それを現在処分しても、金融機関にまだ半分借金が残るといような状況で、年金はない、収入は、そのアパートはゼロなものですから、家賃は入らない、それから処分しようと思っても借金が残るくらいということで、生活保護の対象ではないということで、そういう方が実際いますので、そういう方たちの実態把握といえますか、そういうことに、「自立に向けた適切な対応策」とございますけれども、ぜひそのようにお願いしたいなど、そう思います。

以上でございます。

【委員長】感想ということでよろしいですか。

【委員】はい、結構です。

【委員長】はい、どうぞ。

【委員】一つ忘れていました。100 ページのところなんですけれど、目標指標の1番に、就労支援施設の障害者の工賃なんですけど、現状1万4,365円で、平成35年度の目標値が2万円というのは、あまりにも低過ぎると思いませんか、これ。どこから出てきた数字か分からないですが、現時点でも2万円を目指そうとしているはずなんです。それなのに、35年のときに2万円というのは、障害者としてやる気がなくなっちゃいますよ。

【委員長】よろしく願いいたします。

【執行機関】障害福祉課でございます。

こちらに書かれておりますのは、就労継続支援B型ということで、非雇用型の就労施設でございます。23年度の実績なんですけれども、1万4,365円ということで、市内26か所の平均工賃でございます。

目標の2万円につきましては、平成23年度の県内の事業所の平均工賃が1万700円ということで、県のほうでも倍増計画ということで、おおむね2倍の2万円ということで計画を掲げておりますので、水戸市のほうでも2万円とさせていただいております。

【委員長】今おっしゃられた1万700円というのは、どういうものですか。

【執行機関】県のほうの平均です。

【委員長】県の平均、はい、分かりました。いかがでしょうか。

【委員】B型ということも全然出てきませんし、もう少し目標値については、検討していただきたいなと思います。

【委員長】それでは、表現も含めて、内容ももう一度再検討していただければと思います。

他にありますか。

はい、____委員。

【委員】水戸市障害者共同受発注センターの設置をすると、物が売れると、こう書いてあるんですけれども、これ、何か秘策があるんですか。

【執行機関】この共同受発注センターにつきましては、複数の事業者が共同で物を受注したり、安定的な仕事の確保を図るといふようなことで、それとコーディネーターの職員による販路拡大とか、発注業務の受注機会の拡大を図るといふことで、就労機会の確保を図りながら、工賃の向上を目指していくといふことになります。

【委員】いや、問題はね、作る人はいるんだよ、施設はどこでもね。こういう障害者に対して、就労支援といふかね、自立型を求めて、少しでも残った機能を有効にいかしてもらいたいといふことで、障害者施設をやっている。それはいるんだけど、要は、その販路がなくて、みんな困っている。だから、逆にいうと、そういう部分について、例えば水戸市だって、いろいろな物の購買をしたり、印刷をしていたりするけれども、いろいろな業者との絡みがあって、そういうものは、なかなか優先的に発注したりなんかができない状況にあるよね。そういう状況があって、いまだになかなか販路がないんだけど、それを、この仮称であるけれども、水戸市障害者共同受発注センター、これができるといふことによつて、じゃどういふふうこれを推進していくのか。

例えば、___先生がお聞きになられた一般就労への移行者数は、17人から450人だといふんだよ。そうすると、相当理解をしていただかないと、450人なんていふのは雲の上の数字だよ。45人だつて厳しいと思う。そういう状況の中にあつて、この販路拡大といふのができれば、障害者施設としては、いわゆる就労支援といふものに拍車がかかる。その作った物をさばくのに、本当に売り歩いて、なかなか売れない。パンだつて、残ったものを誰かが買って欲しかったならば、持ち帰るよな状況が今あるわけじゃない。こういう流れの中で、ここがね、言葉の遊びになつちやっているのかなといふ気がしないでもないんだよね。

それから、在宅サービスを求めますとあるけれども、養護学校でせつかくある程度のレベルに達しても、就労する場所がなくて、結果的には、元に戻つてしまう。いわゆるパンの焼き方とかクッキーの焼き方とか、いろいろと養護学校で覚えた、それぞれ特技があつて覚えた。だけれども、それを今度、活用する場所がなくて、どうしても家に待機している状況がある。そうすると、その間に完璧に元に戻つてしまう。こういう現状があることも事実だよ。そういうものを、どこで受け皿として推進させるのか、頭の中にあるのかどうか。別にここで、こういう会社が受けていますよといふことは言わなくてもいいけれども、そういうことが裏づけとしてないと、ただ単に言葉の遊びになつてしまうといふ気がしてならない。だから、そういうことが一つ問題としてありますよといふことです。

それから、高齢者福祉について、介護保険についてだけれども、いわゆる介護保険の中で今、課題になつているのは、さまざまな制度改革があるんだけど、結果的に国は法律を作つて、いろいろなかつこいいことをアドバ

ルーンで上げるだけで、実際は水戸市が事業主体者としてやっているわけです。そうすると、その運用の中でね、今、問題になっているのが高専賃（高齢者専用賃貸住宅）だとすれば、高専賃は、国土交通省は、低廉で安価な住宅を造って、高齢者の福祉の充実のために家をどんどん造りなさいよと、こう言っている。しかし、そのおかげで、この水戸市内でも、相当数の戸建ての高専賃ができた。じゃここに住む人はどういう人が住むのかというと、今の状況ではね、やはり他市から流入する人がある程度の数に占めちゃってて、その方たちは、いわゆる住所地特例がないんでね、要するに、水戸市の介護保険料でお支払いをするようになってしまう。このことによって、今、市域の人たちが圧迫されながら、介護保険の運営がされているというような状況もあるわけですよ。

ですから、この第6次総合計画の中で、介護保険と、いわゆるその適正な介護事業、このあり方を事業者として、断固たる考え方でこうしていくんだというような姿勢がないとね、ただ単に国の流れの後を追うばかりをやっていたんでは、事業者として、本当にこの中で介護保険料を払っている人たちが損をするというか、憂き目を見るというようなことになってしまうんじゃないかと。その辺については、どのようなお考えをされているのかということが一つ。

それから、介護相談員の派遣事業というのがあるんだけど、この事業は、今、水戸市でも2人1組くらいで各事業者に行って、聞き取りなんかやっているよね。で、果たしてこれがね、今機能しているのかどうかということがあると思うんですよ。で、ここについては、もう少し効率のいい事業、例えば、これ2人1組で歩いているんで、行く所がないからおじさんのところにちょっとおじゃまして、お茶飲ませてなんていう相談員もいるわけですよ、現実には。で、中身はどうもね、皆さんが考えているような活動の状況とちょっと違うような状況が見え隠れする。したがって、今の状況のままでこれを発展的にやるということが、果たしていいのかという部分があるんで、ここは、もう少し相談をして、支援体制を強化するというのはいいいんだけど、これを事業者に対して指導していくよということになるんで、的確な相談業務をするのであればいいけれども、そうじゃない部分があったりすると、行政として非常にマイナスの部分が出てしまうのではないかなというようなことがあるんで、そのことについて一つ申し上げておきたい。

それから、国保についてですけれども、収納率の向上というのが今、___委員から出ました。この表がここにあります。で、その前のページには、いわゆる大きな課題になっている、収納率向上はこれ大きな課題だよと言っているとすればね、さきほど___委員がおっしゃったように、例えば5番という項目を付けて、別にこの問題について大きく取り上げるということも大事かと思いますが、この収納率の推移の中で、現年度分と過年度分がごっちゃになって、ここに表に出ているんですよ。だから、収納率が悪くなっちゃう。

これを見たらね、払わなくてもいいなと思う人のほうが多いよ、こんな数字を表に出しては。だから、現年度分は何%、そのうちの過年度分は何%、したがってトータルとしては何%になりますよというような表示の仕方に変えないと、払わなくてもいいんだという形になってしまうんじゃないですかと。せっかくこの表を出すのであれば、現年度分で、現年度分を一生懸命払っている人がたくさんいるんですよということをここでアピールしていただかないと、やっぱりちょっとこの数字やこれがマイナス要因に取り扱われてしまう部分があるのではないかとこのように思っています。

それから、新しい事業の中で、社会福祉協議会の名前がここに出ていますけれども、本来であれば、地域福祉や、それから権利擁護事業、そういった流れの中はね、やっぱりもともとこの団体がしっかり活動していれば、今日は会長がいるので言いにくいけれども、しっかりしていれば、こんな問題は——例えば取手市はもう進んでいるんですよ、権利擁護なんかは。で、天下の水戸市が魁だ魁だと、事あるごとに魁と言うけれども、さっぱりこういう事業については進んでいない。やる気がない。

したがって、もう少しこの組織の充実ね。例えば社会福祉協議会が何をすべきなのか、そして事業団としては何をすべきなのか、こういったものをしっかりね、ここに書いているだけではなくて、申し上げていくということがないとね、ここはまずいのかなという思いがあったんで、大変申し訳ないんですが、意見だけ申し上げさせていただきます。すいません、よろしく願いいたします。

【委員長】 何点か御指摘がございましたので、少し分けてということで。

まず1点は、101 ページの水戸市障害者共同受発注センターの設置、特に販路の拡大については、具体的にどのようなことがありえるのかという御指摘があったかと思えますけれども、その点について御回答いただければと思います。

【執行機関】 障害福祉課でございます。

この販路拡大につきましては、これまでの反省ということで、売上げ等につながる商品開発が進んでいなかったというようなこともありまして、販売を目的とした商品の開発とか、あとは、そのコーディネーターの職員によります商品の販売拡大とか受注機会の拡大などを図りながら、工賃の増を図っていきたいと考えております。

【委員長】 今おっしゃられたようなことを表現に含めるかどうかについて、御検討いただければと思います。

第2点として、介護保険の適正な介護事業について、事業主体者として進めるべきではないかと、介護保険の相談員の派遣事業が適切に機能しているかということについての御指摘がございましたが、この点について、いかがでございますでしょうか。

【執行機関】 介護保険課でございます。

御指摘いただいた介護相談員派遣事業につきましては、成果といわれるものがなかった状況でございましたので、今年度から、事業の内容であるとか成果に基づく感想等をまとめた小冊子、こういったものを作って、事業者や利用者にお渡しできるような取組をしているところでございます。派遣事業がもっと充実したものになるように、今後も取り組んでいきたいと考えております。

【委員】これ、やってもらうんだったらさ、やっぱり課題が事業者のほうにもね、全事業者のほうにもフィードバックされるとか、今、こういった問題が事業者の中にもありますよというのがフィードバックされるような、こういうことで連携を深めない。ただ調べました、報告書を出しました、ああそうですかというだけでは、この支援事業はなかなか成り立たないんで、ぜひ充実させていただきたいと思うんです。

【委員長】それでは、次に、国保の収納率の表について、これが誤解を招くのではないかということですが、この点については、いかがでしょうか。

【執行機関】国保年金課でございます。

収納率の表現ということでございますが、現年度の表記と過年度の表記というようなことで、現年度分ですと、こちらの表にある形なんですけど、過年度分については、もっと低くなっているというようなことで、表が分かりづらいたのことですので、検討させていただきたいと思います。

【委員長】それでは、表については、もう一度御検討いただくということよろしいでしょうか。

最後に、社会福祉協議会の事業に関してということですが、この点については、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

【執行機関】福祉総務課でございます。

ただいまの御指摘、94ページの主要事業・ソフトの2番になると思うのですが、地域福祉推進体制の充実の中で、「社会福祉協議会や関係団体との連携強化」という点になるのだと思います。

現在、社会福祉協議会については、地域福祉そのもの、1-2-1の「地域福祉の充実」というテーマの中で、社会福祉法に基づく社会福祉協議会、この目的が地域福祉の推進役であるという意味で、非常に重要な役割を担っていただくということでもあります。

したがって、現在、事業団と社会福祉協議会の統合ということで検討してございますが、新しい団体を目指すというような中で、今後の地域福祉の推進役、ただいま話がありましたような成年後見制度であるとか、地域に根差した団体活動を、市と連携を深めながら、新しい協議会として充実し、力強く地域福祉を推進できるようにしてまいりたいというように考えております。

【委員】ちょっとこの件はね、私は考え方が違うんですよ。今、単独で協議会でできないものが、新たな別の形の団体と合併すればできるという考え方自体

が問題だと思う。今の組織はやるべき組織なのに、それが全然できていない。新しいものにも取り組んでいこうとしていない。こういう流れがあって、今、会長さんも頭を痛めているところなんだよ。そして、その団体にちゃんとした団体が吸収されることによって、逆に言ったらば、本来の目的のものができるかといえば、これは難しいですよ。

だから、やるのであれば、ちゃんと社会福祉協議会として、権利擁護とか地域福祉とか、そして、それぞれの地域の団体、例えば新荘であれば新荘社会福祉協議会、常磐社会福祉協議会、五軒社会福祉協議会にもっともっと出張って行って、そして地域福祉のあり方を積極的に検討するんだと、こういうような流れをここの会が持たない限り、こんなものは絵に描いた餅だよ。できるわけない。だから、そういうことをきちんとやるのが大事なので、この協議会が本気になって仕事ができるような体制に変わらない限り、この話というのは、逆にいえば、推進体制の充実というだけで、それは充実というのは合併なんだということだけではね、この事業というのは進まない。間違いない。

まずは、関係する団体がやる気にならなくては、どうにもならない。そのところが先なので、あえて今日そこを言わせていただいたということなんで、ここは、やっぱり合併するから、こういうことができるんだということ、ここに書いてあるんだとすれば、逆にいったら、大きな間違いですよ。当然ながら、社会福祉協議会がこういうものをきちんと確立して、そして、その事業をもって合併するということにならなかったなら、企業合併は、合併すれば企業が良くなるなんて考え方ではなくて、合併することによって何のメリットがあるのかということが大事なので、ここについては、ちょっと異論を唱えておきたい。すいません。

【委員】確かにそのとおりで、___委員にいろいろ御指導いただきまして、申し訳ございません。

それで、現在、___委員のほうから御指摘を頂戴しましたように、そもそも社会福祉協議会とは何をすべきところなのかという、まさに原点に立ち返らなくてはならない時期にあると正直に思います。一方で、合併のお話もございます。

市のほうからも、成年後見制度を初め、いくつかの新しい御提案を受けておりまして、私としましては、社会福祉協議会として何をすべきかという観点から考えますと、これはもうできるものは、どんどん前向きにやっていかななくてはならないと、それが与えられた使命ではないかなと思っております。ですから、これからも市、それから関係者の皆様と協議を進めなければいけませんけれども、とにかく精いっぱい、新しいことも含めましてやっていきたいなど、そう思っております。御支援の程、よろしく願いいたします。すいません。

【委員長】よろしいでしょうか。

他に。はい、____委員。

【副委員長】95 ページ、96 ページに係る部分なんですけど、ここのところは、どちらかという福祉とか支援というところが強調されていますけれども、やはりこれから高齢社会がますます進展していく中で、高齢者の経済的自立のような、そういう部分ですね、それから社会活動とか地域活動とか、そういうものへの参加、ここのところがすごく重要になってくると思うんですけども、この辺の指標が全く見えないので、例えば高齢者の就業率みたいなものとか、あるいは社会参加活動の活動をしている人の率なり人数みたいなもの、こういうものを入れられないか、御検討いただきたいなと思ったんですけども。

【委員長】ただいま高齢者の経済的自立、社会参加の数量的な指標というのはないのかという御質問だと思いますが、いかがでしょうか。

【副委員長】自立度のアンケート調査というのが回ってきますよね、チェックしていく。ああいうものを何か。

【執行機関】すいません。今、____委員から御指摘のあった目標指標につきましては、これまでも骨子等でお示ししてきたところでありまして、高齢者について、ただ単に支援ということだけではなくて、社会参加、あるいは生きがいづくりということがこれから重要になってくるということは、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、適切な指標があるかどうかということについては、そういうデータも含めて検討させていただいて、委員会の最終日に御回答できるように協議を進めてまいります。

【委員長】それでは、よろしく願いいたします。

はい、____委員。

【委員】それでは、質問も交えます。質問のほうを先に申しませうか。

高齢者であるとか、障害者であるとか、そういった方々の支援の中で、保険とか何かの制度がありますね。そういった国の施策から流れてきて始まっているそういったものについて、市の担当の皆様方は、現場の者として、改善の余地ありと思うこともあるのではないかなと思います。しかし、それを質問しても答えるわけにはいかんでしょうから、とにかく質問をしていきます。答えなくても結構です。

そういった思いを含めながら、例えば介護保険で一般的に保険が支給される部分というのは、基本的に業者にお問い合わせの部分です。家族が自ら介護をしている場合には、どのような扱い方があるのでしょうか。

その質問の主旨というのはね、私は旧常澄のほうで農村地帯です。サラリーマンではない方が多い時代を過ごしてきました。そうすると、その年代の方々には、農業の暇なときに稼ぎに出るわけなんです。しかし、高度成長期以降は、暇なときではなくて、勤めのほうが休みのときに農業をやるという形になります。しかし、そういった方のね、労賃たるや微々たるものです。今、都市部の勤めの方々でも、非常に安い10万円そこそこくらいの方が大勢います。だとしたら、その人が家族を介護できるのであれば、家族を介護したならば、

そこに何かしらの支援があるのであれば、もっともっといい介護が充実できるのかなと思つての質問であります。

【委員長】社会保険の現場の担当者として意見はないかということ、それから介護保険と家庭内介護との関係はどうなのかと。なかなか大きな問題なんで答えづらいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【執行機関】市の独自の制度といたしまして、介護保険料を払ってはいらっしゃいますけれども、介護サービスを受けない方に対しましては、家族介護慰労金といたしまして、年間10万円を支給させていただいております。

【委員】なかなかそのようなことを分かっている方はいないのではないのでしょうか。やはり、情報の提供は大切だと思います。

私が実際体験したことのひとつにはね、私の父の妹が子どものいない家庭でして、叔父さんが早くに亡くなって、寄る年波で大変なので、施設に入ってもらった。そして、最後まで看取ったんですがね。そのときに、大洗の人だったので、葬儀の費用があるというので、申請しなさいと。そうしたらば、私は親等、ランクによってね、該当しないということだったんです。そうしますとね、私は私の叔母さん、私の家から出た人だから当然だと思ふような育ち方をした年代だから、そう思っているんですけども、ある意味で肉親として、そういう考えを持っている人が、そのランクに該当しませんよという規則であったならば、到底その考え方は、今の若い人たちに普及はしないですよ。そういうことも制度の大きな欠陥であろうと思つて、それでさきほどの質問も関連的につながっていったわけであります。

【委員長】情報提供をしていただきたいということ、制度の欠陥、なかなか国との関連もごございますので、難しいところはごございますでしょうけど、そういうことの整理をしていただきたいというような形でお願いしたいと思つています。ありがとうございました。

時間も迫ってきましたので、よろしいでしょうか。

それでは、「みんなで支えあい助けあう地域社会の実現」の中項目については、本日の各委員からの御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思つています。

【委員】委員長、ちょっと。

【委員長】はい、どうぞ。

【委員】この「みんなで支えあい助けあう」は、この「支えあう」と「助けあう」は同じ言葉だと思うんですね。だから、「支えあう地域社会」とか「助けあう地域社会」とか、どちらか一つで十分だと思うんですけど。重複しているイメージがなければ、あえて長い見出しにする必要はないんじゃないかなと思ついました。

【委員長】では、その点も含めて、内部で詰めていただきまして、御検討いただきたいと思つています。

それでは、説明員の入替えがごございますので、ここで再度5分間休憩いた

します。

(休憩, 説明員入替え)

【委員長】 それでは、再開いたします。

施策の中項目「健やかな生活の実現」について、審議を進めます。既にもう時間は押し迫っていますけれども、おおむね 20 分程度を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から、計画の概要の説明をお願いいたします。

【執行機関】 「健やかな生活の実現」について説明)

【委員長】 ただいま計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、___委員。

【委員】 1-3-2の「医療環境の充実」ですけれども、救急に関しては十分書いてあるんですけど、さきほどの多業種連携の話のときにも出てきた在宅医療という言葉が全然出てきてないというか、抜けているんですよ。これからの問題として、他のところにも多分出てきていないと思うんですけども、ここに一応、在宅医療の支援のことも入れておかないと、今後、問題があるんじゃないかと思うところです。

【委員長】 ___委員から、在宅医療という視点が抜けているんじゃないかという指摘がございましたが、この点について、いかがでしょうか。

【執行機関】 保健センターです。

ただいま___委員の御指摘にございましたとおり、さきほどの福祉の分野ですね、在宅介護と在宅医療と、この辺を連携しながら構築していくことについて検討中でございます。また、それ以外の部分も、かかりつけのお医者さんと在宅と、その辺の連携の話もございますので、全体を含めまして、計画の中でどのように位置づけられるか、検討させていただきます。

【委員】 お願いいたします。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 この計画の中の4番なんですけれども、看護師を初めとする保健、医療従事者の養成を支援し、人材の確保を図るということなんですけれども、この基になるのは、お医者さんだと思うんですよ。で、今回も日赤（日本赤十字病院）なんかでお医者さんがいなくなって、周産期の医療ができなくなっちゃったりという状況がある。そうすると、この看護師さんの前段に、質の高い医療サービスを提供するため、「医師、看護師を初めとする」ということにならないと、今の状況の中で、これだけの目標が達成できるだけの医師の確保というのが、僕は非常に難しいのではないかと考えているので、この辺についてどのようにお考えなのか、ちょっと質問いたします。

【執行機関】 今、御指摘いただいた産婦人科、あるいは小児科医が高齢化、あるいは

次代を担うお医者様が少ないというようなこともございまして、非常に将来危惧されているということもございます。ただ、全国的にお医者様が少ないということで、地域偏在ということもございまして、東京とかそういったところに偏在してしまって、地方にはいないという中で、いかにお医者様を確保していくかというのは、水戸市にとっても非常に大きな課題だと思っておりますので、その辺につきまして、今後、早急に対策を考えていきますので、表現についても、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

【委員長】よろしくお願いいたします。計画3では書いてあると思うんですけども、それも含めて、表現について御検討いただければと思います。

他にございますでしょうか。

はい、___委員。

【委員】やはり「医療環境の充実」なんですけれどもね、行政的に、又はお医者さんも含めてね、その方面が充実したとしても、水戸市のように大きな都市になると、お医者さんのいない地域が郊外部にたくさんあります。そして、今の社会情勢の中で、公共の交通機関がどんどん衰退して、撤廃、皆無というようなことにもなりかねません。そうしますと、せっかくの施策、施設があっても、そこに通うことができません。特に、高齢者の社会になっています。

実は、今日うちの家内が診療に行く日なので、さきほど送ってきました。そして、一旦家に戻って、今日のこの準備も残っていたので、やって、また出てきました。私は老老家庭ですから、家族構成が非常に良くない状況です。

そういうことも含めましてね、この施策の中で、コンパクトシティという言葉があります。より充実した中心部をつくって、あまり広げないようにということであろうと思います。そうしますと、その枠の外側にいる、いわゆる遠くにいる人たちの、そのことも含めて考えるような施策をこの中に盛り込んでいかないと、せっかくの施策が本当に生きてこないおそれがあります。このことは私、コミュニティ活動をしておりますとね、いろいろな分野でもって、似たような思いになることがあります。

以上です。

【委員長】よろしくお願いいたします。計画3には書いてあるけれど、なかなかそこに行くことが難しいといった問題であろうかと思っておりますけれども、その辺については、何かございますでしょうか。大きな問題でお答えづらいかもしれませんが。

【執行機関】ただいま御指摘のありました、地域における医療の偏在、あるいは高齢者を含めた地域医療のあり方という部分の御指摘かと思っておりますけれども、なかなか水戸市内にまんべんなく医療機関を配置するという考え方は難しい状況の中で、やはり、特に高齢者等の足、通院等の足の確保という部分も課題だと認識しております。

さきほど御審議いただきました、高齢者の支援の中で、97ページにありま

すとおり、高齢者等の交通確保としての新たな支援について、実施に向けた検討を進めるという位置づけをしてございまして、7番の項目になります。そちらのほうで、具体的な対応策についても、第6次総合計画を進める中で検討を進めてまいります。

【委員長】ただいまの件につきましては、高齢者の福祉施策の中で考えていくという御返答でございました。

他に。はい、____委員。

【委員】116ページの総合医療対策に満足している市民の割合が現況26.5%とかなり低いと思うのですが、目標値50%も、これも低いのではないかと思われるのですが、満足していない理由というのは、具体的にどのようなものかを確認させていただきたいのですが。

【委員長】水戸市の総合医療対策に満足していない市民の割合が多いけれども、その理由は何なのかということ、把握していらっしゃるかという御指摘ですが、いかがでしょうか。

【執行機関】この数値につきましては、平成23年度に実施いたしました未来の水戸をつくる市民1万人アンケートの結果でございまして、この具体的な内容、なぜ満足していないのかということまで踏み込んだ調査、あるいは分析まではしておりませんが、やはり総合医療対策として、これらの施策の体系にございまして、それぞれ地域医療体制について、まだまだ不十分だと感じている市民の方は多いのだと認識してございます。そのために、117ページにあります「医療環境の充実」として、各種施策を充実させていきたいと考えてございます。

【委員】中身を分析していないんだったら、アンケートの意味がないのではないかと。中身がないんだから。

【委員】今の関連なんですけど、本質は、今のことばかりではなくて、この目標値、1万人アンケートとかという、このときに、ここではパーセントでいってまいます。それは、応募者のパーセンテージであろうかと思えます。実数はどれくらいなんですか、水戸市民27万人の中の実数は、____委員がおっしゃった、なぜということにもつながるはずですよ。

【委員】1万人全員が答えているわけではないので、実際回答された方が何人かということですね。

【委員】そう。参加者によって、上限にばらつきがあるんで、実際の人数は何人に当たるんですか、ここでいってる、また別の表でいっているものは。

【委員長】1万人アンケートの中で、26.5%という形の母数ですね。1万人なのか、それとも回答者の数なのかによって、ずいぶん違ってくるのではないかと御指摘だと思うんですけども。

【執行機関】母数の関係でございまして、市民1万人の方にアンケート等を実施いたしまして、回答率としては57%になってございます。したがって、5,700人の方の回答の中から、満足していただけた方ということでもあります。

けれども、これについては、一つの項目、総合医療対策について満足しているかどうかということだけではなく、さまざまな施策について、満足度の高いものから順に選んでくださいという形での調査になっていますので、結果として26.5%の方が満足しているということになってございますが、残りの73%の方が不満足かどうかというところまで正確な把握というものができない状況であります。

ただ、この総合医療対策に満足している市民の割合につきましては、10年に一度の計画である総合計画を作る際に、同じ項目の調査をしておりますので、経年的な変化というものを見るためにアンケート調査を行っておりますので、さきほど申しましたとおり、この満足していない具体的な原因というところまでの分析はできないということで御理解をいただきたいと思っております。

【執行機関】 すいません。保健センターですけれども、これは一つの推測なんですけれども、近年、救急で搬送される人の数が、ここ十数年の間に倍に増えている。水戸市の平成5年は5,117人だったのが、平成22年の実績は1万140人ということで、救急を頼る方が非常に多いと。あるいは、この緊急診療です、ね、116ページの休日夜間緊急診療所における患者数の推移、これも年々増加の一途をたどっているというようなことでございまして、一つの原因としては、家庭でのお子さんなんかの急変に対する対応力の低下、これは核家族化とか、いろいろな原因があると思うんですけれども、医療に頼る方が多いのではないかと思われるのですけれども、なかなか、さきほど申し上げましたとおり、夜中の対応であるとか、そういった部分が100%は難しいような部分もございまして、それに対して、水戸市も、休日夜間緊急診療所をお盆期間中もやったりであるとか、いろいろな対応をしたりとか、県立こども病院の中で午前2時まで対応しているとか、そういった部分もあるんですけれども、その辺の不安感とかもあって、満足されていない方が増えてきていると推測しております。

【委員】 24時間対応については、他市で既にやっているところも多いかと思うのですが、例えば私が前にいた市では、やはり午後8時以降になると、明らかに患者数が増えるのです。というのは、日中働いているお母さんたちが、それ以前は難しいということで利用される。救急という意味ではなくてですね。こういうことが明らかに他市でも起こっているのです、そういったところを参考にして、水戸市ではそういうことが起こらないように対策を練っていただいたほうがいいのではないかなと思います。

【委員長】 他に御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 今、___委員がおっしゃった、この24時間対応可能な小児初期救急医療体制というのは、いったいどういうものをつくろうとしているのか。本当にそのようなことが可能なのかどうかと思っているのですが。

【執行機関】 これはまだ詳細を詰めておりませんが、水戸市休日夜間緊急診療

所、これは保健センターに併設されております。これが夜の10時30分まで開いております、県立こども病院さんのほうで、さきほど申し上げましたとおり、午前2時まで外来診療を受け付けている。それ以外の時間帯は、御自分で行って診療を受けるという場所が今のところない。どうしても不安な場合は、救急車を呼んでいただくという形になってございますので、救急車に頼らず、外来で診ていただけたところをつくっていきたく。翌日のそれぞれの診療時間までの間、午前2時から朝の8時30分とか9時までの間が今、空白になっておりますので、そこを診療できるような体制を構築していきたいということで、例えば県立こども病院さんとかと連携しながら、そういった形ができないかということで、今、検討を進めているところでございます。

【委員長】よろしいでしょうか。

【委員】本当にできれば、子育ての安心感は大いに高まりますけれど、私たちの印象の中では、もう今でも現場はいっぱいいっぱいなのに、その24時間体制が組めるのか。目標としてはとても良いと思うんですけども、そのように思いました。

【委員長】「構築」ではなくて、「構築に向けた検討」という表記は、そういう点なのかもしれないですね。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】ちょっといいですか。

搬送業務ね。搬送業務が今、救急車で、その生命の危機とか後遺症の問題からすると、大体、搬送時間30分くらいが限度だと言われている。しかし、実際のところは今、38分から40分くらいかかっているわけですよ。そうすると、当然のことながら、人命に与える影響というのがかなり大きいので、この辺については、医療との更なる連携とか、考えがあるんですか。

【執行機関】救急課でございます。

____委員御指摘の医療との連携強化につきましては、水戸市救急医療協議会というのがありまして、その中で、しっかり医師とオンラインメディカルコントロールというものを組みながら、救急救命士が特定行為をしっかりやって、命をつないでいく仕組みの構築は進めていくと。

【執行機関】今やっている共同指令センターで、すぐにどうなるということではないですけども、一応方向性として、医師の方に入っていていただいてトリアージをするということで、救急車から直接、病院に問い合わせるのではなくて、空いている病院というものをスムーズに判断できるような仕組みをつくっていくというようなことも、この6水総の期間の中で考えていけるかと思っております。

【委員】今、三次医療をやっている先生方の中で、トータルコーディネーターのような方がいて、軽症ならこういう病院、重症ならこういう病院、重篤ならこういう病院と、病状とか、搬送された方をある程度判断して、そして、それをある機関に任せているというやり方をしているようなところもあります

よね。したがって、そういう充実を図っていくということが大事だと思うので、ぜひ、少なくとも20分くらい待ったら救急車が目的地に向かって走っていくということになると、家族は安心なんだけれどね。そうすると、満足度は50%になる。よろしくお願いします。

【委員長】他によろしいでしょうか。

それでは、「健やかな生活の実現」の中項目については、本日の各委員からの御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思います。

本日予定していた審議は終了しましたが、委員から何かございますでしょうか。事務局から何かございますか。

【執行機関】（その他説明）

【委員長】それでは、本日の委員会は、これで終了したいと思います。何か御意見等がございましたら、事務局に御連絡をお願いしたいと思います。

長時間にわたってありがとうございました。

以上をもちまして、終了いたします。